○内閣府令・経済産業省令第三号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）の施行に伴い、の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　萩生田光一

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令を廃止する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）は、廃止する。

附　則

この命令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○内閣府・経済産業省令第四号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第百六十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十二条の二第三項及び第五項並びに第四十二条の三並びに第四十四条第二項の規定に基づき、国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　萩生田光一

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
国際物流拠点産業集積措置実施計画及び特定国際物流拠点事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令	国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令
（国際物流拠点産業集積措置実施計画の添付書類） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第四十二条の二第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類） 二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表） （認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要の公表） **第二条**　法第四十二条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画をいう。以下この条において同じ。）の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　当該認定の日付 二　国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定番号 三　認定事業者（法第四十二条の二第六項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）の名称 四　認定国際物流拠点産業集積措置実施計画（法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画をいう。次条において同じ。）の概要（法第四十二条の二第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要）	［条を加える。］
	［条を加える。］